

# 平成 2 2 年玉村町議会第 3 回定例会会議録第 3 号

---

平成 2 2 年 9 月 1 6 日 (木曜日)

---

## 議事日程 第 3 号

平成 2 2 年 9 月 1 6 日 (木曜日) 午後 2 時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3 号 平成 2 1 年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4 号 平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 5 号 平成 2 1 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 6 号 平成 2 1 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 7 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 8 号 平成 2 1 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
認定第 9 号 平成 2 1 年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 4 議員派遣の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
税 務 課 長	新井 淳一 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	筑井 俊光 君	住 民 課 長	井野 成美 君
生活環境安全課長	高橋 雅之 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	原 幸弘 君
会計管理者兼会計課長	小林 訓 君	学校教育課長	大島 俊秀 君
生涯学習課長	川端 秀信 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午後 2 時開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- 
- 日程第 1 認定第 1 号 平成 21 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 平成 21 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第 3 号 平成 21 年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
認定第 4 号 平成 21 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について  
認定第 5 号 平成 21 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
認定第 6 号 平成 21 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出  
決算認定について  
認定第 7 号 平成 21 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
認定第 8 号 平成 21 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
認定第 9 号 平成 21 年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定につ  
いて

議長（宇津木治宣君） 日程第 1、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号 平成 21 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 9 号 平成 21 年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定についての審査報告を一括議題といたします。

決算特別委員長より審査報告を求めます。

浅見武志決算特別委員長。

〔決算特別委員長 浅見武志君登壇〕

決算特別委員長（浅見武志君） 決算特別委員長の浅見武志でございます。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

事件の番号、認定第 1 号 平成 21 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は

認定でございます。議決の理由といたしましては、内容は妥当なものと認めます。

認定第2号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。議決の理由といたしましては、内容は妥当なものと認めます。

認定第3号 平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。内容は妥当なものと認めます。

認定第4号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。議決の理由につきましては、内容は妥当なものと認めます。

認定第5号 平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。内容に対しては妥当なものと認めます。

認定第6号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。内容は妥当なものと認めます。

認定第7号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。内容は妥当なものと認めます。

認定第8号 平成21年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。内容は妥当なものと認めます。

認定第9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定でございます。内容は妥当なものと認めるということです。

よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。各会計別に行います。

最初に、認定第1号 平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

最初に、反対討論の方から。

町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 9番の町田宗宏でございます。平成21年度一般会計歳入歳出の決算に対する反対討論を行います。

1つは、町税滞納者との和解の問題でございます。町税滞納者との和解は、玉村町に法令上支払いの義務はなく、行政上も必要のない金の支出を内容とするものであり、違法であると。さらに、本件和解は、本来議会の議決事項であり、専決処分の要件が存在しないにもかかわらず、議会の議決を経ず専決処分によってなされており、この点でも違法であると。よって、本件和解に基づく公金支出賠償金62万円は違法であると。この件につきましては、9月6日に町民の方から町長が告訴されまして、第1回公判が10月22日、前橋地方裁判所において開かれる予定とのことでございます。いずれ裁判において、違法か適法かが明らかになると思っております。

2つ目の反対の理由でございます。臨時嘱託職員の問題でございます。町の臨時嘱託職員のほとんどは、地方公務員法第22条5項に違反した雇用形態であり、違法状態にある。しかも議員の総意に基づき、平成19年5月16日、議長から町長に対して臨時嘱託職員の雇用形態の改善について要望書が提出されているにもかかわらず、一向に改善されておりません。さらに、臨時嘱託職員と一般職がほとんど同じ職務を遂行しているにもかかわらず、賃金と給料に大きな差がある者がおられます。このことは、同一労働、同一賃金の原則に反します。この点からも、町の臨時嘱託職員については、決算上大きな問題があると、このように思っております。本件についても、将来、町民が町長を告訴するとの話がございます。

以上、町税滞納者との和解の問題及び臨時嘱託職員の問題の2点の観点から、平成21年度一般会計歳入歳出にかかわる決算は承認できない。

なお、ちょっとつけ加えますが、北部公園のバラ園のことですけれども、皆さんぜひ行ってみたいと思います。まさに枯れる寸前があると。この玉村町の現状と将来をあらわしているような、そんな気がしてなりません。町の花はバラですから、そのバラがまさに枯れそうな貧弱なバラです。また、玄関に入ってくる時、階段がございますけれども、そこにマリアカラスとちゃんと看板が立ててあるバラがございます。小さくて貧弱なバラです。どうか町を象徴する花だけぐらいいは、もうちょっと立派な花にして、これこそ我が玉村町の象徴だと。こんなに生き生きとして美しいのだと、こういう状態にさせていただきたいと思っております。

反対討論を終わります。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君登壇〕

6番（筑井あけみ君） 議席番号6番の筑井あけみでございます。本日、定例会最終日におきまして、21年度決算について賛成の討論をいたします。

アメリカ発の不況が世界を流れ、現在においても世界じゅうが大きな風に吹かれているような状態にあり、我が日本においても大変低迷な景気の悪い時代に入っております。そして、玉村町においても、その波風はまさしく入ってきており、そういう中でこの21年度の決算について、去る13日、

14日と2日間にかけて、この議会におきましても決算報告をいただきました。トータル的に見まして、玉村町の決算において、ハード面、ソフト面、なかなか難しい財政の中であるが、トータル的には事業としては平均によくできていたのではないかと感じるところであります。

また、玉村町の行政、管理、事業、運営等多岐にわたり幅広い事業を抱えている中において、この辺においてもよく事業ができていないかというような判断ができました。今後とも、町民のサービスの低下にならないような事業を引き続きしていただきたい、運営をしていただきたいということを私は希望いたしまして、賛成の討論といたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論はありませんか。

反対の方から。

1 番笠原則孝議員。

〔1 番 笠原則孝君登壇〕

1 番（笠原則孝君） 議席ナンバー 1 番笠原でございます。

玉村町の歳入歳出の決算書を見ますと、防災、これは前にも申し上げましたけれども、一応設計委託料が399万円。これは、近い将来1億円ぐらいをかける防災無線の設置を考えたものであると思います。結論から言うと、防災無線装置でなく無駄装置になってしまうから、この辺はしっかりと皆さんやらなくてはならない。

それから、玉村町では皆さんご存じのとおり、南は烏川、岩倉橋から、北は上陽、藤川までの約6キロ、東は五料、西は板井の県営住宅地、これも約7キロぐらいの平たんであり、見通しも大変よく、高い場所と言われても軍配山ぐらいが精いっぱいあります。そして、海拔も約70メートルぐらいの位置です。現在、町で進めているのが同報系と移動系ということですが、これを含めて設置が1億円、そして何かメンテナンス料が年その1割かかるそうです。ですから、このままいくと、10年すると倍の2億円になってしまうのです。これをかけてまでやらなくてはならない事業かということなのです。

ですから、このことをよく考えて、さきにも申し上げたとおり町では「FMななみ」なんていう放送があります。これは500万円ぐらいの補助金を支払って、町の敷地である文化センターからアンテナを立てて電波を発しているわけですが、ほとんど今のところ、町の間は聞いている人が余りいないという状態で、それならこの500万円は何だということになるので、やはりその辺を防犯の同報系というのですか、そちらのほうの協力してもらえば、相当お互いによろしいのではないかと、こう考えております。

それから、スピーカーの取り付けもいろいろ考えた結果、1基約60万円ぐらい。ですから、25ある行政区全部つけても1,500万円。それに、今現在車両が寄附でいただいた、ちょっと名前出すとあれですけども、3台ほどありますから、これはパトカーで白黒で回っています。これらも活用できると思うのです。それに足らなければ、5台体制にしまして、町で5台のパトカーというより救

急の装置を取りつけまして、皆に周知するようになっていただければ、本当に万全ではないかと思えます。そして、維持費もかからない。それで、その中でやっていければいいわけです。

そして、これからも、これだけではないのですけれども、言いますけれども、町では協働推進センターなんというのがこの5月に発足しましたよね。そこには、今まで現役時代はある大手のゼネコン会社の部長さんも務めたり、機械メーカーの設計部長も務めた人がたくさんおります。そういう人たちの知識をここで使えば、相当なものに使えると思うので、すべて何でもコンサルタントに委託しないで、そういうところを一度通してみても、現役時代に皆さんこういうところにいたあれはありますかということ、全部わかっていると思うのです。そういう人たちを、また再びここで活動させてやるようにいただければよろしいと思います。ですから、今後こういう場合の委託料とかそういうものについては、そちらを利用していただければ、町の財政も大分助かると思いますので、私はこの399万円、将来1億円近い支出についてのこの委託料は認めませんので。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 21年度一般会計歳入歳出決算に関する賛成討論をさせていただきます。

一昨年、平成20年9月のいわゆるリーマンショックにより、日本経済、世界経済は大きく失速しました。大恐慌の再来とも思える経済の激変の中、まず自動車産業界での派遣労働者の大量解雇から始まり、失速した経済の影響は国内全般に及び、倒産、失業者の増大、法人税の大きな落ち込み等となってあらわれ、それは現在に至っても回復したとは言えない状況であります。21年度予算編成時には、どうしたら町民の暮らしに影響の出ない予算を組めるのかと、どの自治体も危機感にかられた年でした。そして、昨年8月の政権交代とその後の中央政治の混乱の中で、現在私たちは暮らしているわけです。

しかし、たとえ政治が混乱しても、玉村町は生きていかなければならないという強い思いの中で、21年度の行政運営だったと思います。不況の影響による法人町民税の2億5,200万円の減収等厳しい環境下、町民の生活が第一という歳出総額108億9,901万円の行政運営を、苦しいなりにやり抜いたことは評価できます。この決算に関する議決は、単に承認されたか否かという意味においてだけで、執行側に片づけてもらっては困る内容を含んでいます。

例えば、平成20年の滞納処分に関し、町が被告となった訴訟のてんまつについて、いまだにその意味が理解されていない状況が町内一部にはあるようです。何度も言いますが、給料として銀行口座に振り込まれたその全額を、町が差し押さえたことから、この事件は始まっています。訴訟の段階で、原告がどんなに信頼関係が成り立たない人物かということは、関係なくなってしまったということです。全額差し押さえに対する異議が申し立てられたとき、提訴を回避することができなかったことが

悔やまれます。その後の62万円という和解金額は、その時点での最小の金額と判断します。専決処分に関しても、十分緊急性という要件を備えています。この事件を今後の行政運営に生かすことが、町執行部の今後の課題と言えます。

加えて言えば、町からの和解金62万円の支出に関し、返還を求める住民訴訟が提起されました。もし裁判を継続し、高裁から最高裁へと進み決着した場合、今度は最高裁までにかかった裁判費用、それは恐らく数百万円にはいくわけです。その金額は、滞納金額20万円に対し余りにも多過ぎるという意味での訴えが出されることも自明の理だと思います。どっちにしろ裁判に持ち込まれると極めて複雑な状況になるので、裁判は極力さけるような、そういった行政運営を今後は求められると思います。

防災行政無線予算399万円に関して言えば、今年度予定されている防災無線に関し、だれが見ても公平、公正の観点から問題のない競争入札にすることができれば、調査研究、実施設計に関し成果があったと評価できます。行政は決して無謬ではなく、反省すべきことは必ず出てきます。それを克服することも行政力であるし、その克服力を強化することを求めているのが議会であり、町民です。小さな木ばかり見て森を見ないような大局観なしの議論ばかりしていたら、未来に対して道に迷い、町民に幸せな未来の姿を提示する行政は育たないと言うべきです。百歩譲って和解金62万円ないしは防災行政無線予算399万円の歳出に問題があったとしても、108億円に及ぶ町民福利のための21年度歳出全体を人質にとるような形で否定することがあったら、昨年度の予算執行でその恩恵を受けた多くの町民に、冷や水を浴びせることになりかねないことを認識すべきです。

調査報告の中で、厳しい指摘が幾つもなされています。私は、それらの指摘のすべてに同意する者として、執行側にはその指摘を謙虚に受け入れ、業務を改善することを望みます。20年度から21年度、そして22年度へと続くものとしての21年度決算は、現下の厳しい経済情勢のもとで、住民福利の向上に十分寄与したと私は評価しています。

以上、行政の継続性をも考慮した上で、21年度一般会計の歳入歳出決算に対して賛成の討論とさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 次に、反対の討論ありますか。

備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

7番（備前島久仁子君） 議席番号7番備前島久仁子です。決算認定において、1点反対討論をいたします。それは、和解金62万円の件でございます。

町は、地方税法に沿って税金を徴収しており、法のもとにすべての国民、町民は公平でなければなりません。長年にわたって税金を滞納していたA氏が町を相手に裁判を起こしたが、判決は棄却でありました。権利を求めるだけで、納税の義務は一体どこにいったのでしょうか。全額を差し押さえたといいますが、長年にわたって税金を払わなかった。一審で町が地方税法に沿った徴収は正しいと判



断されたにもかかわらず、法を飛び越えてA氏と和解し、相手の望む62万円を払った行為は、A氏だけに法を越えた特別な措置であります。こうした特例を1件認めれば、法もとの平等ではなくなってまいります。和解金62万円は、町民の血税であります。21年度の決算として、既に支払い済みではありますが、たった1点、この62万円に関してのみ反対いたします。

最後に、先日もある町民の方に、うちも非常に苦しい家計の中でやりくりして、払えない月には延滞金を払ってでも税金を納めておりますと。今回のこの件は、税金を払わなくてもいいのですか。ごねた人が和解金をもらえるのですか。最後まで最後までごねたほうがいいのですか。こんな町にしてはいけません。これは町民の意見です。したがって、反対いたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものであります。異議がありますので、起立により表決を行います。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号 平成21年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## ○日程第2 開会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第2、各常任委員長から、開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第3 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第3、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

---

## 日程第4 議員派遣の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第4、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第122条の規定による議員の派遣については、お手元にお配りした議員派遣の申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

---

### ○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

### ○町長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成22年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月8日、台風9号が福井県敦賀市付近に上陸し、関東甲信、東海地方などに非常に激しい雨を降らせました。神奈川県や静岡県の一部は、観測史上最高の雨量を記録し、また東京都心でも観測史上10位に当たる雨量を観測いたしました。幸い群馬県では、台風の影響はほとんどありませんでしたが、まだ台風の季節も終わっておりません。人ごとではないと感じております。また、去る9月12日、ことしで4回目となります防災訓練を、今年度は玉村小学校で実施したところでございますが、今後とも災害時に備え迅速に対応できるよう努めてまいりたいと思います。

さて、本定例会は9月7日に開会され、本日までの10日間、24案件につきまして慎重にご審議をいただき、ご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平成21年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提

言をいただきました。今後の執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。

さらに、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言をいただきました件につきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

終わりに、これから町民体育祭や産業祭など、何かと行事の多い季節となるわけでございますが、議員の皆様方にはどうか健康には十分留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

---

### ○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 平成22年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月7日に開会し、本日までの10日間にわたり、決算特別委員会においては大変活発な審議がなされました。また、税条例の一部改正や補正予算にかかわる重要な議案も慎重審議されました。まことに意義深い議会でありました。改めて感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、玉村町発展のために尽力くださいますようお願い申し上げます。

結びに当たり、将来を担う子供たちに夢と希望を持ってもらえるまちづくり実現のため、今後とも活発な議会運営を強く願うものであります。副町長はじめ、町幹部職員には町長を補佐し、住民福祉のため、今後ともその重責を全うされますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての私のお礼のあいさつといたします。

---

### ○閉 会

議長（宇津木治宣君） 以上で平成22年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時36分閉会